

「堺市子ども・子育て支援事業計画（案）」についての主なご意見の要旨と本市の考え方

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
第2章 2. 子育て支援サービス等の利用状況	1	障害がある子どもには、市内の特別支援学校に通う子どものみではなく、市外の特別支援学校に通う子どももいる。その子ども達も含めた支援をお願いしたい。	障害があるお子さんについては、市内だけでなく市外の支援学校にも通われています。今後とも、全ての障害のあるお子さんに必要な支援を行ってまいります。
	2	P19(8)「子ども相談所・家庭児童相談室の相談状況」について、養護相談から支援に結びつくように願う。	今後とも、ご相談の主訴に応じて、適切な支援を行ってまいります。
第3章 2. めざすべき姿 第3章 3. 計画の柱	3	障害がある子どもも地域の中で育まれるような取組をしてほしい。	本市の子育て支援施策は、障害の有無に関わらず、全ての子どもを対象としております。また、障害のある子どもとその家族を支援するため、更に必要な施策・事業を行っているところです。
	4	P30(4)「教育・生活環境の充実」について、「親育ちの支援」には、親が子の障害を受容することも含まれるのか。	親育ちは、「子どもを理解する」ことが必要不可欠です。お子さんに障害や発達の遅れがある場合には、子どもの発達や特性を理解し受け止めること（いわゆる「障害受容」）が難しい場合が多く、それが子どもの発達に影響することもあります。そのため、継続的かつ丁寧な親育ちの支援が必要であると考えております。
第4章 2. 幼児期における教育・保育の推進	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育を必要とする全ての子どもが入所し、よりよい保育施設を整備してほしい。 ・ 児童福祉法第24条第1項を遵守し、認可の公立民間保育所での待機児童解消してほしい。 ・ 待機児童を解消してほしい。 ・ 待機児童解消のための施設整備については、市民からのニーズ調査をもとに行ってほしい。 ・ 年度途中でも入所できるようにしてほしい。 	<p>保育施設の整備については、認可保育所の創設、増改築や認定こども園等の整備を進めるなど、認可保育所を中心とした取組を行ってきました。</p> <p>「堺市子ども・子育て支援事業計画」は、子育て世帯を対象としたニーズ調査や、多様な委員が参画する「堺市子ども・子育て会議」での議論を踏まえて策定することから、今後とも、本事業計画に基づき、必要な教育・保育施設等の確保を進めてまいります。</p>
	6	待機児童の解消は、企業参入や保育の質が低下する地域型保育事業のC型を使わないでほしい。	<p>待機児童の解消については、本事業計画に基づき、既存施設の認定こども園化、定員増等を行うとともに、幼保連携型認定こども園等の教育・保育施設を中心とした整備を進めてまいります。</p> <p>なお、国の通知において、保育所設置の企業参入が認められておりますが、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」においては、幼保連携型認定こども園の設置は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみとなっています。</p> <p>また、小規模保育事業C型の施設は、現在、本市にはなく、同施設を推進することは考えておりません。</p>
	7	民間保育園だけが頑張るのではなく、公立保育所・幼稚園も一緒に考え、待機児童解消に頑張る必要があると思う。	公立保育所においても、民間保育所と同様に、待機児童解消に向け、定員枠の拡大等に取り組んでまいりました。また、公立幼稚園においても、平成20年度に、0歳から5歳児までを受け入れる百舌鳥こども園を設置し、平成23年度からは、預かり保育をモデル実施し、待機児童解消に向けた取組を進めてまいりました。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
	8	地域型保育事業の利用者が3歳になったときの受入先のことなどが明記されていないが、それで待機児童解消になるのか。	地域型保育事業については、卒園後の通い先を確保するため、連携施設（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定し、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図ってまいります。
	9	平成25年度から待機児童が激減している。これはカウントの仕方が変わっただけで、実質、待機児童は62人や23人ではないと思う。この数だと、新設を計画したり、定員増をしなくてもよいのではないか。	待機児童数は、国の定義により、認可保育所入所申込者のうち、認可保育所に入所している児童を除いた人数から、本市が行う他の保育施策（家庭保育室、さかい保育室等）において保育されている児童、他に入所できる保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して入所保留となった児童などを除いた人数をいいます。保育施設の整備については、本事業計画に基づき、保育を必要とする全ての子どもが利用できるよう、引き続き必要な教育・保育施設等の確保を進めてまいります。
	10	保育を必要とする子ども全てに保育を行うのは、人的・金銭的に無理があると思う。保育所の確保ができるまでは、育児休業の延長、在宅子育て家庭へ補助金を出すなどして、家庭で子育てをできる環境を整えたほうがよいと思う。	子ども・子育て支援新制度は、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであり、本市におきましては、教育・保育施設等の定員枠の拡大に加え、在宅子育て家庭も利用できる様々な事業を推進してまいります。
	11	幼保連携型認定こども園を推進するに当たっては、認定こども園の問題、課題について十分検証してから行ってほしい。	本市では、平成19年度から幼保連携型認定こども園を推進し、これまでに計8か所で運営を行ってまいりました。子ども・子育て支援新制度の施行後においても、引き続き現況を確認しながら、課題等について検証してまいります。
	12	子どもを詰め込む保育はしないでほしい。	保育室の子ども一人当たりの面積については、一人ひとりに応じた適切な処遇が確保できるよう基準を遵守してまいります。
	13	どの子どもが平等に保育を受けることができるよう、公的責任を守ってほしい。	子ども・子育て支援新制度では、従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、全ての子どもの健やかな育ちを重層的に保障する仕組みとなっており、適切な施設・事業が確実に利用できるよう子ども・子育て支援法や改正後の児童福祉法に、市町村による関与が規定されております。
	14	・保育を必要とする全ての子どもが、格差なく保育が実施される環境を整えてほしい。 ・集団の中での保育の意味、大切さを理解し、時間により保育される条件が変わるような制度は見直してほしい。	子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援の量の拡充及び質の向上を進めていくものであり、これまでの幼稚園や保育所の保育内容の水準を下げたり、施設及び事業間で格差を生じさせるものではなく、全ての子どもが、等しく保育を受けられるものです。
	15	子どもの安全や健やかな成長を保障できる保育環境を作ってほしい。	子ども・子育て支援新制度においては、量の拡充とあわせて、質の改善を図ることとされています。本市においても、全ての子どもが健やかに成長できるよう、研修の充実などによる質の確保について取組を推進し、保育環境の整備に努めてまいります。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
	16	兄弟姉妹の場合、同じ保育所に入所できるようにしてほしい。	保育所入所申込数は年々増加してきており、希望する保育所によっては入所を待つ待機児童が多数いる場合があります。兄弟姉妹の入所申込みの場合は、基本的に同一の保育所に入所できるよう配慮しますが、利用調整に当たっては、母子家庭や就労中など基準の高い方から順次利用の決定を行いますので、兄弟姉妹での申込みであったとしても、場合によっては希望に添えないこともありますのでご理解ください。
	17	保育士の数を増やして、より手厚い保育をしてほしい。保育士の配置基準を高くしてほしい。	本市では、堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で規定する基準を超える人員配置や、施設が必要とする職員の配置、さらには弾力的な運営ができるよう、運営費以外に民間保育所運営補助金交付要綱に基づき運営補助を行っております。 また、子ども・子育て支援新制度においては、3歳児にかかる職員配置を20：1から15：1へと改善することが可能となるよう定価格において加算措置が設けられる予定です。なお、堺市独自の補助金については、国の施設型給付との整合性を図る中で本市の財政状況も見据えながら、引き続き保育環境及び保育内容の充実ができるよう、保育所からの意見等も踏まえ内容を検討しているところです。
	18	障害児の保育体制についても考慮し、保育士の数を増やしてほしい。	現在、障害児保育に対する職員体制については、きめ細やかな対応ができるよう、国が定める配置基準に加え、障害の程度を考慮した保育士の加配を行っております。子ども・子育て支援新制度での堺市独自の補助金については、国の施設型給付との整合性を図る中で本市の財政状況も見据えながら、引き続き保育環境及び保育内容の充実ができるよう、保育所からの意見等も踏まえ内容を検討しているところです。
	19	P32 ア「保育所」の記述について、「心身の発達のために」とあるが、障害児はなお一層の支援と環境が必要である。集団保育を保障する記述にしてほしい。	障害のあるお子さんについても、保育所だけでなく他の種別の教育・保育施設や地域型保育事業において柔軟に受け入れを行うことにより全市的な保育・教育の場の提供が図れるよう、体制の充実等に努めてまいります。
	20	おいしい給食がなくなると困る。みんな同じになると、アレルギーの子が困ると思う。	堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では、自園調理を原則としており、保育所において国の通知で認められている3歳児以上の給食の外部搬入にかかる規制はしておりませんが、現在のところ外部搬入を実施している施設はありません。 本市としましては、一人ひとりの子どもの食を通じた健全育成を図る観点から、保育所や幼保連携型認定こども園等において、アレルギー対応も含め、安心・安全な給食が図られるよう、引き続き指導・助言を行ってまいります。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
第4章 3. 地域における子ども・子育て支援の推進	21	<p>・「みんなの子育てひろば事業」は、就学前児童のいる家庭向けの子育て支援に限定しているが、地域の小中学生への支援も必要と感じる。</p> <p>・ひろば事業の運営団体に偏りがあり、地域との連携も取れていないため、運営は地域団体を優先すべきと考える。</p>	<p>・子育ての不安感や負担感を緩和し、地域全体で子育て親子の育ちを支援するため、「みんなの子育てひろば事業」は、就学前児童のいる家庭（子育て家庭）への支援を中心とした事業構築を行ったところです。一方、地域の小中学生への支援についても必要ですが、本市では、小学生の放課後対策として「のびのびルーム」等の取組を行っているほか、「みんなの子育てひろば」においても、子育て家庭と小中学生の交流を行っている事例があります。今後も、行政主導の取組だけではなく、地域の皆様のご協力を得ながら、子どもや子育て家庭を取り巻く課題の解決に努めてまいります。</p> <p>・ひろばは、社会福祉法等に規定される「地域子育て支援拠点」であるため、その運営については公益性が求められるとともに、事業の趣旨から地域連携は不可欠です。また、運営団体を公募で選定しており、「地域等との連携・協力を図る姿勢」を含めた様々な観点から審査を行っております。今後とも、より一層地域のお声を運営に活かしていくことができるよう、取り組んでまいります。</p>
	22	一時預かりは誰でも利用できることを広く伝えてほしい。	一時預かり事業については、市のホームページや広報紙、保育所等の入所案内を通じて事業内容を周知しているところです。今後も、広報媒体の活用の工夫に努めてまいります。
	23	一時預かりにおいて、配慮の必要な子も利用することがあるため、保育士の配慮が必要である。どの子も利用できるよう配慮をお願いしたい。	一時預かり事業については、より多くの方に利用していただけるよう、平成23年度に利用料の統一化及び低料金化を図る補助制度の見直しを行いました。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
	24	一時預かりや「ほっと預かり」を機に、育児相談や入所につながることも多く、入所したことで2人目や3人目を出産する人も多い。一時預かりの利用料を安くしたり、「ほっと預かり」を1回から3回に増やしてはどうか。	一時預かり事業については、より多くの方に利用していただけるよう、平成23年度に利用料の統一化及び低料金化を図る補助制度の見直しを行いました。1回のみ無料となる「ほっと預かり」については、民間保育所からのご協力のもと実施しているところです。いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。
	25	市立幼稚園預かり保育事業の実施園を拡充してほしい。	幼稚園は、幼稚園教育要領により、1日4時間を標準とした教育時間が定められています。教育時間後のいわゆる「預かり保育」については、本市立幼稚園ではモデル事業として、保育所入所待機児童数が多い区域又はその近接区域に立地する幼稚園で行っており、その効果等も踏まえ事業の在り方を検討しているところです。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
	26	平成26年度までに堺市でモデル実施している堺っ子くらぶは、国が提示した旧制度の「放課後子どもプラン」である。平成27年度から推奨されている「放課後子ども総合プラン」は、現状の堺っ子くらぶののびのびコースとすくすくコースをそれぞれ別事業として運営し、すくすくコースで実施する共通プログラムにのびのびコースの子ども達が参加できるようにする事業である。のびのびコースとすくすくコースをそれぞれ別事業として、国が提示した趣旨に従った事業計画にしてほしい。	国は、通達において、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。」としており、本市では、この通達に従い、放課後児童クラブ（のびのびコース）と放課後子供教室（すくすくコース）を一体的に実施する「放課後子どもプランモデル事業（堺っ子くらぶ）」を進めているところです。引き続き保護者のご意見をお伺いしながら、事業の効果を検証する中で諸課題の解決や保護者ニーズへの対応に向けた放課後支援施策を構築してまいります。
	27	放課後児童健全育成事業に関する具体的な内容が記載されていないため、本事業計画を理解できない。具体的な内容を作成したうえで、パブリックコメントをしておしてほしい。	本事業計画において、放課後児童健全育成事業については、他の事業と同様に、計画策定時における事業内容、現状、量の見込みと確保方策を掲載しております。本市においては現在、国における「放課後子ども総合プラン」を基に、待機児童の解消をめざしておりますが、引き続き事業の効果検証を行うとともに、今後の方向性については国の動向も注視してまいります。
	28	子ども達のより良い生活環境をつくるために、国の省令の「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」を下回ることはないように、放課後児童健全育成事業を実施してほしい。	堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従い、放課後児童健全育成事業を実施してまいります。
	29	放課後児童健全育成事業について、子ども達が安全に安心して過ごせるよう、最低基準等を定め、それを徹底させてほしい。現状では、狭い部屋に沢山の子ども達が詰め込まれている状態で、安全性が確保できていないと思われる。児童一人当たりの専有面積1.65㎡を確保してほしい。	堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に従い、安全に配慮し、放課後児童健全育成事業を実施してまいります。面積基準についても、条例に従い、特別教室等の共用利用を基本とし、児童が安全に活動できる場所の確保を行ってまいります。
	30	のびのびルームの入所基準を厳しくするとともに、堺っ子くらぶを推進してほしい。	のびのびルームの利用承認については、実施要領に則り行っております。堺っ子くらぶについては、モデル事業としての効果検証を進め、諸課題の解決や保護者ニーズへの対応に向けた放課後支援施策を構築してまいります。
	31	のびのびコースとすくすくコースを同じ事業として行うことは、指導員にとって負担が大きいと思われる。きちんと分けて、それぞれに合った事業が健全に行われるよう、基準や指導方法の確立を行ってほしい。また、それを指導員や保護者にきちんと説明、または意見交換を行ってほしい。	現在、放課後子どもプランモデル事業として、堺っ子くらぶにおいては、のびのびコース（放課後児童クラブ）とすくすくコース（放課後子供教室）を一体的に実施しており、指導員については、それぞれの基準に基づき、配置しております。堺っ子くらぶについてはモデル事業としての効果検証を進め、諸課題の解決や保護者ニーズへの対応に向けた放課後支援施策を構築してまいります。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
	32	放課後児童健全育成事業について、障害のある子どもの受入れを排除するのではなく、どうすれば受入れできるかという視点から進めてほしい。	障害のある児童の受入れについては、児童一人ひとりの安全の確保を念頭に置き、個々の児童の障害の状況を把握するとともに、施設面や設備面また指導員の現状を踏まえ、総合的な判断をもって可能な範囲で受入れを行っているところです。今後も安全を確保する中で、一人でも多くの児童が利用できるよう取り組んでまいります。
	33	・のびのびルームの待機児童を解消してほしい。 ・指導員を増員してほしい。 ・指導員等に対する研修を十分に行ってほしい。また、研修が十分に受けられるよう、指導員の処遇を改善してほしい。	本市では、現在、学校の共用教室等子どもの活動場所の確保を行っており、これからも待機児童解消に向けて、取り組んでまいります。 本市の条例においては、児童おおむね40名ごとに指導員を2名配置し、うち1名以上を有資格者とするとしてしています。 研修については、国や大阪府と連携しながら、充実を図ってまいります。
第4章 5.子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	34	全ての小学校に通級指導教室『ことばの教室』を設置してほしい。また、中学校にも設置されることを希望する。	通級指導教室の設置については、大阪府教育委員会との協議のもと、国から加配教員の配置を受け、平成26年度は17小学校・1中学校に各1教室設置しています。教育委員会では、発達障害や言語障害のある児童生徒への対応のため、通級指導教室の増設を文部科学省に大阪府教育委員会と共に強く要望しております。 なお、本市では、発達障害をはじめとする配慮を要する児童生徒の教育的ニーズに対応できるよう、教員の専門性の向上に向けた研修を実施するとともに、発達障害児に対する指導の充実を図るため、「発達障害児巡回相談事業」「特別支援教育専門家チーム設置事業」等に取り組んでおります。また、どの子にもわかりやすい授業を実現するため、「発達障害児への特別支援教育モデル構築事業」を4校のモデル校を中心に研究を進めております。 これらの取組を通じて、学校全体で発達障害等の特性を理解し、一人ひとりの教員がユニバーサルデザインを意識した授業づくり・学習環境づくりをめざしてまいります。
第5章 2.推進事業	35	子どもたちの健やかな成長、及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要である。幼稚園や小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムの実施、施設敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また、施設（園、学校、子ども関連施設等）外における催し等でも、その遵守・徹底が必要である。受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務付けも有効と思う。	受動喫煙による健康リスクの啓発については、現在も様々な場面において、市民に対して行っております。今後も継続して実施し、市民一人ひとりが、受動喫煙の害について理解し、受動喫煙しないような行動がとれるようにしてまいります。 また、受動喫煙のない環境づくりをめざし、市内の事業所や飲食店などに呼びかけ、受動喫煙防止の取組のご協力をいただける事業所などを「健康づくりパートナー」として登録していただき、市民への啓発などを行っていただいております。
	36	P70「女性の活躍推進事業」の実施に期待をもっている。	女性の活躍推進を支援するため、再就職をめざす女性を対象とした仕事復帰のためのインターンシップ研修や、市内企業を対象としたワーク・ライフ・バランス制度導入に向けた取組方法のアドバイスなど、仕事と家庭の両立支援に努めてまいります。

章	No.	ご意見の要旨	本市の考え方
第6章 1. 推進体制の整備	37	・子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、市民の声や現場の声を取り入れてほしい。 ・障害児と障害児の家族、支援者の声を聞き、計画に反映してほしい。	子ども・子育て支援新制度の実施に当たっては、子育て中の保護者や事業者、地域活動団体、有識者等で構成される「堺市子ども・子育て会議」において、施策の推進に必要な事項を審議するとともに、平成27年度から各区役所に設置される「区教育・健全育成会議」における提言等を踏まえ、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を進めてまいります。
	38	子ども・子育て支援新制度や本事業計画等について、保育所職員や保護者が理解できるよう、適宜説明会や意見交換の場を設けてほしい。	子ども・子育て支援新制度については、市ホームページの活用や広報さかいの見開き、市独自のパンフレット等による周知を実施するとともに、保護者会等からの求めに応じて説明を行っているところです。
	39	子ども・子育て支援新制度に移行しても、よりよい保育制度になるよう国に要望してほしい。	これまで、子ども・子育て支援新制度が幼児期の学校教育・保育の更なる充実・向上のための制度となるよう、国に対して要望してまいりましたが、今後とも、引き続き必要な要望を行ってまいります。
第6章 2. 実施状況の継続的な点検	40	・本事業計画について、達成目標が欲張り過ぎで、あれもこれもという印象を受ける。中途半端に終わることのないよう期待している。 ・P56(3)「障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもの支援」について、どこでチェック・評価するのか。	計画推進に当たっては、庁内における関係部局や、市民・事業者・関係機関等と連携しながら取組を進めてまいります。また、施策の実施状況については、「堺市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行ってまいります。
その他	41	・どの年齢のクラスも一緒に行事を行えるような保育時間の保障をしてほしい。 ・子ども・保育士・保護者と情報を共有して、それぞれの思いを伝えあえる教育・保育をしてほしい。 ・保育所では、たくさんの遊びや作品づくりなど、成長に合わせた保育をされているので、素晴らしいと思う。	いただいたご意見につきましては、今後の本市における保育の質の更なる向上の参考とさせていただきます。
	42	小学校にも司書教諭・学校司書を配置してほしい。	小中学校においては、12学級以上の場合は司書教諭を、11学級以下の場合には学校図書館担当を配置しております。また、学校司書等については、現在、4小中学校を研究校として司書教諭等の資格を有する学校図書館職員を配置するとともに、全小中学校に「学校図書館サポーター」を配置しております。学校図書館職員は、他校へ巡回訪問を行い、各学校の実態に応じたきめ細かな指導やサポーターの資質向上に努めております。